

規 則

学校職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県教育委員会教育長 日 吉 亨

埼玉県教育委員会規則第十二号

学校職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の住居手当に関する規則(昭和四十九年埼玉県教育委員会規則第四十号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「扶養親族たる者」の下に「学校職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。)で他に生計の途がなく主として当該学校職員の扶養を受けているもの及び」を加え、「第八条に規定する扶養親族で同条例第九条第一項の規定による届出がされている者に限る」を「第八条第二項に規定する扶養親族をいう」に改め、「(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。)」を削る。

第四条中「第六条第二項」を「第五条第二項」に改め、「(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項の規定により採用された学校職員で同法第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占めるものを除く。)」を削り、「学校職員以外の地方公務員、国家公務員又は単身赴任手当規則第五条に規定する法人若しくは団体に使用される者であつた者から引き続き」を「新たに」に改める。

第六条に次の一項を加える。

4 第一項の規定にかかわらず、任命権者において居住の実情を認定することができる場合として教育委員会が定める場合には、同項の規定による届出(第二項の規定により第一項の規定による届出とみなされる届出を含む。以下同じ。)を要しない。

第七条第一項に後段として次のように加える。

前条第四項に規定する場合も、同様とする。

第九条第一項中「欠くに至つた日」の下に「(教育委員会が定める場合にあつては、当該要件を欠くに至つた日以降の日で教育委員会が定める日)」を加える。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。